

指定認知症対応型通所介護

運営指導基準

— 令和5年1月1日適用 —

練馬区福祉部指導検査担当課

「法」＝介護保険法(平成9年法律第123号)

「則」＝介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)

「条例」＝練馬区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営等の基準に関する条例(平成24年12月練馬区条例第58号)

「省令」＝指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)

「基準について」＝指定地域密着型サービスおよび指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成18年3月31日老計発第0331004号他)

「告示」＝指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)

「留意事項」＝指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準および指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31日老計発第0331005号他)

「利用者等告示」＝厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年厚生労働省告示第94号)

「大臣基準告示」＝厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)

「施設基準告示」＝厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年厚生労働省告示第96号)

「通所介護費等の算定方法告示」＝厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準および看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年厚生省告示第27号)

「厚生労働大臣が定める地域告示」＝厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年厚生労働省告示第83号)

「指針」＝練馬区における指定地域密着型通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備および運営に関する指針(平成28年4月1日28練福介第423号)

運営指導基準（指定認知症対応型通所介護）

事 項	基本的な考え方および観点	根拠法令等	確認書類等	評 価
第1 総則	<p>1 指定地域密着型サービスの事業の一般原則</p> <p>(1) 利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。</p> <p>(2) 指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、区、他の地域密着型サービス事業者または居宅サービス事業者その他の保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。</p> <p>(3) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。</p> <p>※ 上記(3)については令和6年3月31日までの経過措置期間あり</p> <p>(4) 指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。</p>	<p>条例第3条</p>		<p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>
第2 基本方針	<p>1 基本方針</p> <p>指定認知症対応型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持または向上を目指し、必要な日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消および心身の機能の維持ならびに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図るものであるか。</p>	<p>法第78条の3第1項 条例第62条 基準について第3の3の1</p>	<p>・運営規程 ・パンフレット等</p>	<p>C</p>

第3 人員および設備に関する基準

第1款 単独型および併設型指定認知症対応型通所介護

- (1) 単独型指定認知症対応型通所介護とは、以下の施設等に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。
特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、その他社会福祉法第62条第1項に規定する社会福祉施設、または特定施設
- (2) 併設型認知症対応型通所介護とは、①の社会福祉施設等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。
- (3) 単位：単独型・併設型指定認知症対応型通所介護であって、その提供が同時に1または複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員を12人以下とする。

1 従業者の員数

(1) 生活相談員

- ① 提供日ごとに、提供時間帯に、専従の生活相談員が勤務している時間数の合計数を提供時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数以上配置されているか。
※提供時間数とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービスが提供されていない時間帯を除く）をいう。
※提供日ごとに確保すべき生活相談員の勤務延時間数＝提供時間数
- ② 社会福祉主事任用資格を有する（社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する）者またはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか。

条例第63条
基準について第3の3の2
(1)

条例第63条第1項第1号
基準について第3の3の2
(1)③ホ

・勤務表
・出勤簿またはタイムカード
・サービス記録
・職員名簿
・雇用契約書
・資格を確認する書類
・利用者数および利用者の提供時間がわかる書類

C

C

<p>(2) 看護職員または介護職員</p> <p>① 単位ごとに、専従の看護職員または介護職員が1以上および当該（介護予防）認知症対応型通所介護を提供している時間帯に看護職員または介護職員が勤務している時間数の合計数を当該（介護予防）認知症対応型通所介護を提供している時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数以上配置されているか。</p> <p>※ 看護職員とは、看護師または准看護師をいう。</p> <p>② 「専従の看護職員または介護職員」が提供時間帯を通じて専従しない場合は、提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図れる体制か。</p> <p>※ 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに2人以上配置する必要があるが必ずしも看護職員を配置しなければならないものではない。</p> <p>③ 単位ごとに、看護職員または介護職員が、常時1人以上配置されているか。</p>	<p>条例第63条第1項第2号 基準について第3の3の2 (1)③へ</p> <p>条例第63条第2項</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
<p>(3) 機能訓練指導員</p> <p>① 1人以上配置されているか。</p> <p>※ 機能訓練指導員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師またはあん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゅう師の資格を有する者（はり師およびきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師またはあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）とする。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練については、生活相談員または介護職員が兼務して行うことも可。</p>	<p>条例第63条第1項第3号、 第5項 基準について第3の3の2 (1)③ト</p>	<p>C</p>
<p>(4) その他</p> <p>生活相談員、看護職員または介護職員のうち1人以上は常勤であるか。</p>	<p>条例第63条第6項</p>	<p>C</p>

2 管理者

- (1) 常勤専従の者が配置されているか。
- (2) 管理上支障がないとして、兼務している場合、適切なものか。

※ 兼務可能な場合

- ① 当該認知症対応型通所介護事業所の他の職務
- ② 同一敷地内の他の事業所等の職務

- (3) 管理者として必要とされる研修を受講しているか。
(認知症対応型サービス事業管理者研修)

※ 管理者の変更の届出を行う場合、当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合はこの限りではない。

条例第64条第1項

条例第64条第2項
基準について第3の3の2
(1)④ロ

・勤務表
・出勤簿またはタイムカード
・サービス記録
・職員名簿
・雇用契約書
・資格を確認する書類
・利用者数および利用者の提供時間がわかる書類

C
C

3 設備および備品等

単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室および事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備ならびに介護の提供に必要なその他の設備および備品を備えているか。

条例第65条
基準について第3の3の2
(1)

(1) 各設備の基準

① 食堂および機能訓練室

食堂および機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上となっているか。

※ 上記にかかわらず、食堂および機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

② 相談室

遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されているか。

C

C

C

(2) 専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業の用に供するものであるか。

※ 利用者に対する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。(事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間および深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。) その場合、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に区長に届け出ているか。

第2款 共用型指定認知症対応型通所介護

共用型指定認知症対応型通所介護とは、指定(予防)認知症対応型共同生活介護事業所の居間または食堂、指定地域密着型特定施設もしくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂または共同生活室において、これらの事業所または施設の利用者、入居者、または入所者とともに行うものをいう。

1 従業者の員数

共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の入居者、当該入居者、当該入所者の数と、当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数を合計した数について、以下のいずれかに規定する従業者の員数を満たすために必要な人員基準となっているか。

- (1) 条例第112条(指定認知症対応型共同生活介護従業者)
- (2) 条例第132条(地域密着型特定施設従業者)
- (3) 条例第153条(指定地域密着型介護老人福祉施設従業者)
- (4) 指定地域密着型介護予防サービス基準条例第72条(指定介護予防認知症対応型共同生活介護従業者)

条例第66条

基準について第3の3の2
(2)①

条例第66条第1項

基準について第3の3の2
(2)②

C

C

<p>2 利用定員等</p>		
<p>(1) 共用型指定認知症対応型通所介護事業所における利用定員については、以下①～③のいずれかであるか。</p> <p>① 指定認知症対応型共同生活介護事業所または指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合 …共同生活居住ごとに1日あたり3人以下</p> <p>② 指定地域密着型特定施設または指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型を除く）の場合 …施設ごとに1日あたり3人以下</p> <p>③ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の場合 …ユニットごとに当該施設の入居者の数と共用型指定認知症対応型通所介護の利用者数の合計が1日あたり12人以下</p> <p>※ 当該事業所における1日あたりの利用定員とは、共同生活居住、施設またはユニットごとに、1日の同一時間帯に受け入れることができる利用者の数の上限である。そのため、半日しか利用しない者がいる場合は、1日の利用延べ人数は当該利用定員を超えることもある。</p>	<p>条例第67条第1項 基準について第3の3の2 (2)③</p>	<p>C</p>
<p>(2) 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、以下のいずれかについての経験を3年以上有するものであるか。</p> <p>① 指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービスもしくは指定介護予防支援の事業</p> <p>② 介護保険施設もしくは指定介護療養型医療施設の運営</p>	<p>条例第67条第2項</p>	<p>C</p>
<p>3 管理者</p>		
<p>(1) 常勤専従の者が配置されているか。</p>	<p>条例第68条</p>	<p>C</p>
<p>(2) 管理上支障がないとして、兼務している場合、適切なものか。</p> <p>※ 兼務可能な場合</p> <p>① 当該共用型認知症対応型通所介護事業所の他の職務</p> <p>② 同一敷地内の他の事業所等の職務</p> <p>③ 同一敷地内の他の本体事業所等の職務</p>	<p>基準について第3の3の2 (2)④</p>	<p>C</p>

<p>第4 運営に関する基準</p>	<p>(3) 管理者として必要とされる研修を受講しているか。 (認知症対応型サービス事業管理者研修) ※ 管理者の変更の届出を行う場合、当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合はこの限りではない。</p> <p>1 内容および手続の説明および同意 指定認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者または家族につき掲げる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、提供の開始について同意を得ているか。 (1) 運営規程の概要 (2) 従業者の勤務の体制 (3) 苦情処理の体制 (4) 提供するサービスの第三者評価の実施状況 (実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況) (5) 事故発生時の対応 (6) その他運営に関する重要事項</p> <p>2 提供拒否の禁止 事業者は、正当な理由なく認知症対応型通所介護の提供を拒んでいないか。 ※ 正当な理由 ① 当該事業所の現員からは利用申し込みに応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ その他、利用申込者に対し、自ら適切な指定認知症対応型通所介護を提供することが困難な場合</p> <p>3 サービス提供困難時の対応 事業者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定認知症対応型通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他</p>	<p>条例第82条（準用第11条） 基準について第3の3の3 (8)（準用第3の1の4 (2))</p> <p>条例第82条（準用第12条） 基準について第3の3の3 (8)（準用第3の1の4 (3))</p> <p>条例第82条（準用第13条） 基準について第3の3の3 (8)（準用第3の1の4 (4))</p>	<p>・重要事項説明書 ・契約書 ・利用申込書 ・同意に関する記録</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--------------------	--	--	---	-------------------------------------

の指定認知症対応型通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。

4 受給資格等の確認

利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期間を確認しているか。

条例第82条（準用第14条）
基準について第3の3の3
（8）（準用第3の1の4
（5））

・利用者に関する記録

C

5 要介護認定の申請に係る援助

（1）事業者は、指定認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。

条例第82条（準用第15条）
基準について第3の3の3
（8）（準用第3の1の4
（6））

・要介護認定申請書控

C

（2）指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行っているか。

C

6 心身の状況等の把握

利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。

条例第82条（準用第61条の6）

・サービス担当者会議の記録

B

7 指定居宅介護支援事業者等との連携

指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、指定居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めているか。

条例第82条（準用第17条）
基準について第3の3の3
（8）（準用第3の1の4
（7））

・サービス担当者会議の記録

B

8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助

指定認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第 65 条の 4 各号のいずれにも該当しないときに、当該利用申込者またはその家族に対し、居宅サービス計画の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を区に対して届け出ること等により、指定認知症対応型通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。

条例第82条（準用第18条）
基準について第3の3の3
（8）（準用第3の1の4
（8））

C

9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

居宅サービス計画に沿った指定認知症対応型通所介護を提供しているか。

条例第82条（準用第19条）
基準について第3の3の3
（8）（準用第3の1の4
（9））

・居宅サービス計画書
・通所介護計画書
・サービス提供票

C

10 居宅サービス計画等の変更の援助

指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。

条例第82条（準用第20条）
基準について第3の3の3
（8）（準用第3の1の4
（10））

C

11 サービスの提供の記録

（1）指定認知症対応型通所介護を提供した際には、提供日および内容、利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を利用者の居宅サービス計画の書面またはこれに準ずる書面に記載しているか。

条例第82条（準用第22条）
基準について第3の3の3
（8）（準用第3の1の4
（12））

・居宅サービス計画書
・サービス提供の記録
・業務日誌
・送迎記録

C

（2）指定認知症対応型通所介護を提供した際には、具体的なサービス内容等（サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の状況、その他必要な事項）を記録するとともに、利用者から申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。

※ その他適切な方法とは、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法をいう。

C

<p>(3) 提供した具体的なサービス内容等の記録は、完結の日から2年間保存しているか。</p>			C
<p>12 利用料等の受領</p>	<p>条例第82条（準用第61条の7第1項）</p>	<p>・サービス提供票、別表</p>	C
<p>(1) 法定代理受領サービスの場合は、利用者から介護報酬の1割（一定以上所得者の場合は2割または3割）の額の支払いを受けているか。</p>	<p>基準について第3の3の3(8)（準用第3の2の2の3(1)①）</p>	<p>・領収書控 ・重要事項説明書 ・運営規程 ・請求書控 ・車両運行記録 ・給付明細書</p>	
<p>(2) 法定受領代理サービスに係る支払い以外で、下記の費用以外の費用の支払いを受けていないか。</p>	<p>条例第82条（準用第61条の7第3項、第4項）</p>		C
<p>① 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者から徴収する送迎費用</p>	<p>基準について第3の3の3(8)（準用第3の2の2の3(1)②）</p>		
<p>② 通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護であって、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定認知症対応型通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用</p>			
<p>③ 食事の提供に要する費用</p>			
<p>④ おむつ代</p>			
<p>⑤ 日常生活においても通常必要となる費用で、利用者に負担させることが適当と認められるもの</p>			
<p>(3) ①から⑤の費用の額が個別・具体的に重要事項説明書等に記載され、あらかじめ利用者またはその家族にサービスの内容や費用について説明し、同意を得ているか。</p>	<p>条例第82条（準用第61条の7第5項）</p>		C
<p>(4) サービスを提供した費用の支払いを受けた際、利用者に領収証を交付しているか。</p>	<p>法第42条の2第9項（準用第41条第8項）</p>		C

<p>(5) 利用者に交付した領収証には、保険給付による額とその他の費用による額が区分して記載されているか。</p> <p>※ その他の費用についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分されていることが必要</p>	<p>則第65条の5（準用第65条）</p>	<p>・領収書控</p>	<p>C</p>
<p>13 保険給付の請求のための証明書の交付</p> <p>法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定認知症対応型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。</p>	<p>条例第82条（準用第24条）</p>		<p>C</p>
<p>14 指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針</p> <p>(1) 指定認知症対応型通所介護は、利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。</p> <p>※ その実施方法については、グループごとにサービス提供が行われることを妨げるものではない。</p> <p>(2) 指定認知症対応型通所介護事業者（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者および共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>条例第71条</p> <p>基準について第3の3の3(1)</p>		<p>C</p>
<p>15 指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針</p> <p>(1) 指定認知症対応型通所介護の方針は、つぎに掲げるところによるものであるか。</p> <p>① 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものであるか。</p>	<p>条例第72条第1号</p>		<p>C</p>

<p>② 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものであるか。</p>	<p>条例第72条第2号</p>
<p>※ 利用者が日常生活を送る上で自らの役割を持つことにより、達成感や満足感を得、自信を回復するなどの効果が期待されるとともに、利用者にとって自らの日常生活の場であると実感できるよう必要な援助を行っているか。</p>	<p>基準について第3の3の3 (1)②</p>
<p>③ 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、認知症対応型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練およびその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものであるか。</p>	<p>条例第72条第3号</p>
<p>④ 認知症対応型通所介護従業者（第63条第1項または第66条第1項の従業者をいう。以下同じ。）は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p>	<p>条例第72条第4号</p>
<p>※ ここでいう「サービス提供方法等」とは、認知症対応型通所介護計画の目標および内容や利用日の行事および日課等も含まれるものであること。</p>	<p>基準について第3の3の3 (1)④</p>
<p>⑤ 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。</p>	<p>条例第72条第5号</p>
<p>⑥ 指定認知症対応型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供しているか。</p>	<p>条例第72条第6号</p>

<p>(2) 指定認知症対応型通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則であるが、事業所の屋外でサービスを提供する場合は、つぎの条件を満たしているか。</p> <p>① あらかじめ認知症対応型通所介護計画に位置付けられていること</p> <p>② 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること</p>	<p>基準について第3の3の3 (1)③</p>	<p>・認知症対応型通所介護計画書</p>	<p>C</p>
<p>16 認知症対応型通所介護計画の作成</p>			
<p>(1) 利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しているか。</p> <p>① 機能訓練等の目標</p> <p>② 提供するサービスの具体的な内容</p> <p>③ 所要時間</p> <p>④ 曜日</p> <p>⑤ 日課 (プログラム)</p>	<p>条例第73条第1項</p>	<p>・認知症対応型通所介護計画書 ・アセスメントシート</p>	<p>C</p>
<p>(2) サービス提供に関わる従業者が共同して利用者ごとに作成しているか。</p>	<p>基準について第3の3の3 (2)③</p>		<p>C</p>
<p>(3) 既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成しているか。</p> <p>なお、認知症対応型通所介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。</p>	<p>条例第73条第2項 基準について第3の3の3 (2)④</p>	<p>・居宅サービス計画書 ・認知症対応型通所介護計画書</p>	<p>C</p>
<p>(4) 管理者は、認知症対応型通所介護計画の内容等について利用者またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。</p>	<p>条例第73条第3項</p>	<p>・認知症対応型通所介護計画書 ・モニタリングシート</p>	<p>C</p>
<p>(5) 認知症対応型通所介護計画を利用者に交付しているか。</p>	<p>条例第73条第4項 基準について第3の3の3 (2)⑤</p>	<p>・認知症対応型通所介護計画書</p>	<p>C</p>

<p>(6) それぞれの利用者について、認知症対応型通所介護計画に従ったサービスの実施状況および目標の達成状況を記録しているか。 また、その実施状況や評価についても説明を行っているか。</p>	<p>条例第73条第5項 基準について第3の3の3 (2)⑥</p>	<p>・モニタリングシート</p>	<p>C</p>
<p>(7) 認知症対応型通所介護計画は、完結の日から2年間保存しているか。</p>	<p>条例第81条第2項 基準について第3の3の3 (2)⑤</p>	<p>・認知症対応型通所介護計画書</p>	<p>C</p>
<p>(8) 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定認知症対応型通所介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から認知症対応型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該認知症対応型通所介護計画を提供することに協力するよう努めているか。</p>	<p>基準について第3の3の3 (2)⑦ (準用第3の1の4(17) ⑫)</p>	<p>・認知症対応型通所介護計画書</p>	<p>B</p>
<p>17 利用者に関する区への通知 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護を受けている利用者がつぎの(1)、(2)のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しているか。 (1) 正当な理由なしに指定認知症対応型通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。</p>	<p>条例第82条(準用第30条)</p>		<p>C</p>
<p>18 緊急時等の対応 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>条例第82条(準用第55条)</p>	<p>・緊急時対応マニュアル ・サービス提供記録</p>	<p>C</p>

19 管理者の責務

- (1) 管理者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者の管理および指定認知症対応型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。
- (2) 管理者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。

条例第82条（準用第61条の11）

C

20 運営規程

つぎに掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。

- (1) 事業の目的および運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数および職務の内容
- (3) 営業日および営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 内容および利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

条例第75条
基準について第3の3の3
(3)

・運営規程
・重要事項説明書

C

※ 上記(10)については令和6年3月31日までの経過措置期間あり

※ 時間延長サービスを行う場合は、提供時間帯とは別に延長サービスを行う時間を運営規程に明記すること。

<p>21 勤務体制の確保等</p> <p>(1) 単位ごとに、月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員および機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしているか。</p> <p>※ 勤務表等の記載事項例…事業所名と単位名、従業者の職種、従業者の常勤・非常勤の区分、従業者の勤務開始時間・終了時間</p> <p>(2) 従業者の資質向上のために、つぎに掲げる研修の機会を確保しているか。</p> <p>① 利用者の人権の擁護</p> <p>② 虐待の防止</p> <p>③ 業務継続計画（BCP）</p> <p>④ 感染症の予防およびまん延防止</p> <p>⑤ 全ての従事者（看護職員、介護福祉士または介護支援専門員の資格を有する者、法第8条第2項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。）に対する認知症介護に係る基礎的な研修</p> <p>⑥ 事業所が新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対する、採用後1年を経過するまでの認知症介護基礎研修</p> <p>⑦ その他の研修</p> <p>※ 上記②～⑥については令和6年3月31日までの経過措置期間あり</p> <p>(3) 適切な指定認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>条例82条（準用第61条の13第1項） 基準について第3の3の3（8）（準用第3の2の2の3（6）①）</p> <p>条例82条（準用第61条の13第3項） 基準について第3の3の3（8）（準用第3の2の2の3（6）③）</p> <p>条例82条（準用第61条の13第4項） 基準について第3の3の3（8）（準用第3の2の2の3（6）④）</p>	<p>・就業規則 ・運営規程 ・雇用契約書 ・勤務表 ・業務日誌</p> <p>・研修計画 ・実施記録</p> <p>・ハラスメントの内容および防止を明確化した方針</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	--	--	----------------------------

<p>22 業務継続計画の策定等</p> <p>(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しているか。</p> <p>(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p> <p>※ 上記（1）～（3）については令和6年3月31日までの経過措置期間あり</p>	<p>条例第82条（準用第34条の2） 基準について第3の3の3（4）（準用第3の2の2の3（7））</p>	<p>・業務継続計画 ・業務継続に係る研修記録</p>	<p>C</p>
<p>23 定員の遵守</p> <p>利用定員を超えて指定認知症対応型通所介護の提供をしていないか。</p> <p>※ 災害その他のやむを得ない事情がある場合を除く。</p>	<p>条例82条（準用第61条の14）</p>	<p>・業務日誌 ・運営規程 ・国保連への請求書控</p>	<p>C</p>
<p>24 非常災害対策</p> <p>(1) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報および連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>(2) 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。</p>	<p>条例82条（準用第61条の15） 基準について第3の3の3（8） （準用第3の2の2の3の（8））</p>	<p>・消防計画 ・避難訓練等の実施記録 ・運営規程</p>	<p>C</p>
<p>25 衛生管理等</p> <p>(1) 地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じているか。</p>	<p>条例第82条（準用第61条の16）</p>		<p>C</p>

28 広告

事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽または誇大なものとなっていないか。

条例第82条（準用第38条）

- ・パンフレット等
- ・ポスター等
- ・広告

C

29 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止

指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅介護支援事業者またはその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。

条例第82条（準用第39条）

C

30 苦情処理

(1) 提供したサービスに係る利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。

条例第82条（準用第40条）
基準について第3の3の3
(8)
(準用第3の1の4(28))

- ・苦情受付簿
- ・苦情者への対応記録
- ・苦情対応マニュアル
- ・再発防止策の検討記録

C

(2) 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。

C

(3) 苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容を記録し、2年間保存しているか。

C

(4) 提供したサービスに関し、法第23条の規定により区が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは区の職員からの質問もしくは照会に応じ、および利用者からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。

C

また、区からの求めがあった場合には、改善の内容を区に報告しているか。

(5) 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。

また、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。

31 地域との連携等

(1) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、区の職員または地域包括支援センターの職員、認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。

※ 他の地域密着型サービス事業所を併設している場合においては、1つの運営推進会議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えない。

(2) 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。

(3) 運営推進会議における報告等の記録は2年間保存しているか。

条例第82条（準用第61条の17）
基準について第3の3の3（8）
（準用第3の2の2の3（10））

・議事録等の記録

C

C

C

C

<p>32 事故発生時の対応</p> <p>(1) 指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合、速やかに区、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 事故の状況および事故に際して採った処置について記録し、2年間保存しているか。</p> <p>(3) 指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>(4) 指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めているか。</p> <p>(5) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。</p>	<p>条例第82条（準用第61条の18） 基準について第3の3の3（8） （準用第3の2の2の3（11））</p>	<p>・事故対応マニュアル ・区、家族、居宅介護支援員への報告記録 ・事故に関する記録 ・事故発生報告書 ・ヒヤリハットの記録</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
<p>33 虐待の防止</p> <p>(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図っているか。</p>	<p>条例第82条（準用第42条の2） 基準について第3の3の3（6）（準用第3の1の4（31））</p>	<p>・委員会資料または議事録 ・虐待防止の指針 ・虐待防止の研修記録</p>	<p>C</p>

- (2) つぎの項目を盛り込んだ虐待の防止のための指針を整備しているか。
- ① 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
 - ② 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
 - ③ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
 - ④ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
 - ⑤ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
 - ⑥ 成年後見制度の利用支援に関する事項
 - ⑦ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
 - ⑧ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
 - ⑨ その他虐待の防止の推進のために必要な事項
- (3) 認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。
- (4) 前3項目に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。
- ※ 上記(1)～(4)については令和6年3月31日までの経過措置期間あり

34 会計の区分

事業者は、指定認知症型通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定認知症対応型通所介護事業者の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。

条例第82条（準用第43条）

35 記録の整備

- (1) 指定認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する諸記録を整備しているか。

条例第81条

C

C

C

C

C

(2) 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関するつぎに掲げる記録を整備し、その完結の日から2年保存しているか。

- ① 認知症対応型通所介護計画
- ② 提供した具体的なサービス内容等の記録
- ③ 準用第30条に規定する区への通知にかかる記録
- ④ 提供したサービスにかかる利用者・家族からの苦情の内容等の記録
- ⑤ サービスの提供により発生した事故の状況および事故に際して採った処置についての記録
- ⑥ 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等の記録

36 宿泊サービスについて

(1) 個室以外の宿泊室の構造は利用者のプライバシーが確保されているか。

なお、プライバシーが確保されたものとは、例えば、パーテーションや家具などにより利用者同士の視線の遮断が確保されるものである必要があるが、壁やふすまのような建具まで要するものではないこと。ただし、カーテンはプライバシーが確保されたものとは考えにくいことから認められないものである。

(2) 宿泊サービスを概ね4日以上連続して利用することが予定されている利用者について、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境等を踏まえて、利用者が利用する指定通所介護事業所等におけるサービスとの継続性に配慮して、当該利用者の指定居宅介護支援事業者等と連携を図った上、具体的なサービスの内容等を記載した宿泊サービス計画を作成しているか。

なお、4日未満の利用であっても反復的、継続的に利用することが予定されている利用者については、宿泊サービス計画を作成し宿泊サービスを提供することとされている。

指針第3の2(2)①エ

・認知症対応型通所介護計画書
・宿泊サービス自己点検表

指針第4の4(1)

C

C

C

	(3) 運営規程に定める利用定員を超えて宿泊サービスの提供を行っていないか。	指針第4の12		C
第5 変更の届出等	1 変更の届出等			
	(1) 指定認知症対応型通所介護事業者は、当該指定に係る事業所の名称および所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、または休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を区長に届け出ているか。	法第78条の5	・指定申請書および変更届出書の控	C
	(2) 指定認知症対応型通所介護事業者は、当該事業を廃止し、または休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止または休止の日の1月前までに、その旨を区長に届け出ているか。			C
第6 介護給付費の算定および取扱い	1 基本的事項			
	(1) 指定認知症対応型通所介護事業に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第126号の別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。	告示1	・認知症対応型通所介護計画 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書	C
	(2) 指定認知症対応型通所介護事業に要する費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。	告示2	・サービス提供票・別票 ・サービスの提供の記録	C
	(3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。	告示3		C

2 認知症対応型通所介護費

厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして区長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所または共用型指定認知症対応型通所介護事業所において、指定認知症対応型通所介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、認知症対応型通所介護計画に位置付けられた内容の指定認知症対応型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定しているか。

※ 利用者の数または看護職員もしくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

告示別表3イ注1
施設基準告示28
通所介護費等の算定方法告示6
留意事項第2の4(1)(準用第2の3の2(1))

C

3 2～3時間の認知症対応型通所介護を行う場合

別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定認知症対応型通所介護を行う場合は、注1の施設基準に掲げる区分に従い、イ(1)(二)もしくは(2)(二)またはロ(2)の所定単位数の100分の63に相当する単位数を算定しているか。

告示 別表3注2
利用者等告示36(準用14)
留意事項第2の4(2)(準用第2の3の2(2))

C

4 感染症または災害の発生を理由とする利用者数の減少が生じた場合(加算)

感染症または災害の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合に、区長に届け出た指定認知症対応型通所介護事業所において、指定認知症対応型通所介護を行った場合には、利用者数が減少した月の翌々月から3月以内に限り、1回につき所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。

ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から3月以内に限り、引き続き加算することができる。

告示 別表3注3
留意事項第2の4(3)

C

5 延長加算

日常生活上の世話をを行った後に引き続き所要時間8時間以上9時間未満の指定認知症対応型通所介護を行った場合または所要時間8時間以上9時間未満の指定認知症対応型通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合であって、当該指定認知症対応型通所介護の所要時間と当該指定認知症対応型通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間（以下この注において「算定対象時間」という。）が9時間以上となった場合は、つぎに掲げる区分に応じ、つぎに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。

- (1) 9時間以上10時間未満の場合 50単位
- (2) 10時間以上11時間未満の場合 100単位
- (3) 11時間以上12時間未満の場合 150単位
- (4) 12時間以上13時間未満の場合 200単位
- (5) 13時間以上14時間未満の場合 250単位

6 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

指定認知症対応型通所介護事業所の従業者が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、1日につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。

7 入浴介助加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、1日につきつぎに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。

※ つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、つぎに掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 入浴介助加算（Ⅰ） 40単位
- (2) 入浴介助加算（Ⅱ） 55単位

告示 別表3注4
留意事項第2の4(4)（準用第2の3の2(4)）

告示 別表3注5
厚生労働大臣が定める地域
告示2
留意事項第2の4(5)（準用第2の2(7)）

告示 別表3注6
大臣基準告示14の3
留意事項第2の4(9)（準用第2の3の2(8)）

C

C

C

8 生活機能向上連携加算

認知症対応型通所介護費（Ⅰ）について、共生型地域密着型サービスの事業を行う指定生活介護事業者が当該事業を行う事業所において共生型地域密着型通所介護を行った場合は、所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定し、共生型地域密着型サービスの事業を行う指定自立訓練（機能訓練）事業者または指定自立訓練（生活訓練）事業者が当該事業を行う事業所において共生型地域密着型通所介護を行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定し、共生型居宅サービスの事業を行う指定児童発達支援事業所が当該事業を行う事業所において共生型地域密着型通所介護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、共生型地域密着型サービスの事業を行う指定放課後等デイサービス事業者が当該事業を行う事業所において共生型地域密着型通所介護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。

告示 別表3注7
大臣基準告示15の2
留意事項第2の4（6）（準用第2の3の2（10））

C

9 個別機能訓練加算

指定認知症対応型通所介護を行う時間帯に1日120分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゅう師（はり師およびきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師またはあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているものとして区長に届け出た指定認知症対応型通所介護の利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算（Ⅰ）として、1日につき27単位を所定単位数に加算しているか。

告示 別表3注8
留意事項第2の4（7）

C

また、個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、

機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算（Ⅱ）として、1月につき20単位を所定単位数に加算しているか。

10 ADL維持等加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所または共用型指定認知症対応型通所介護事業所において、利用者に対して指定認知症対応型通所介護を行った場合は、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につきつぎに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、つぎに掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) ADL維持等加算（Ⅰ） 30単位
- (2) ADL維持等加算（Ⅱ） 60単位

11 若年性認知症利用者受入加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定認知症対応型通所介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算しているか。

12 栄養アセスメント加算

つぎに掲げるいずれの基準にも適合しているものとして区長に届け出た指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメントを行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき50単位を所定単位数に加算しているか。

※ 当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間および当該栄養改善サービスが終了した日の

告示 別表3注9
大臣基準告示16の2
利用者等告示37、15の2
留意事項第2の4（8）

C

告示 別表3注10
大臣基準告示18
留意事項第2の4（10）（準
用第2の3の2（14））

C

告示 別表3注11
大臣基準告示18の2
留意事項第2の4（11）（準
用第2の3の2（15））

C

- 属する月は、算定しない。
- (1) 当該事業所の従業者としてまたは外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
 - (2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者またはその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。
 - (3) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
 - (4) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定認知症対応型通所介護事業所であること。

13 栄養改善加算

つぎに掲げるいずれの基準にも適合しているものとして区長に届け出て、低栄養状態にある利用者またはそのおそれのある利用者に対して、栄養改善サービスを行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき200単位を所定単位数に加算しているか。

※ 栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

- (1) 当該事業所の従業者としてまたは外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥（えん）下機能および食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- (3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- (4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し

告示 別表3注12
大臣基準告示19
留意事項第2の4(12)（準
用第2の3の2(16)）

C

ていること。

- (5) 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定認知症対応型通所介護事業所であること。

14 口腔・栄養スクリーニング加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定認知症対応型通所介護事業所の従業者が、利用開始時および利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニングまたは栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、つぎに掲げる区分に応じ、1回につきつぎに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。

ただし、つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、つぎに掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定しない。

- (1) 口腔・栄養スクリーニング加算 (I) 20 単位
(2) 口腔・栄養スクリーニング加算 (II) 5 単位

15 口腔機能向上加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出て、口腔機能が低下している利用者またはそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導もしくは実施または摂食・嚥下機能に関する訓練の指導もしくは実施であって、利用者の心身の状態の維持または向上に資すると認められるものを行った場合は、口腔機能向上加算として、当該基準に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につきつぎに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。

※ つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、つぎに掲げるその他の加算は算定しない。

また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者

告示 別表3注13
大臣基準告示19の2
留意事項第2の4(13)(準
用第2の3の2(17))

C

告示 別表3注14
大臣基準告示51の13(準
用20)
留意事項第2の4(14)(準
用第2の3の2(18))

C

については、引き続き算定することができる。

- (1) 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150 単位
- (2) 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160 単位

16 科学的介護推進体制加算

つぎに掲げるいずれの基準にも適合しているものとして区長に届け出た指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し指定認知症対応型通所介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき40単位を所定単位数に加算しているか。

- (1) 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
- (2) 必要に応じて認知症対応型通所介護計画を見直すなど、指定認知症対応型通所介護の提供に当たって、(1)に規定する情報その他指定認知症対応型通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

17 サービス種類相互の算定関係

利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護または小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護もしくは複合型サービスを受けている間は、認知症対応型通所介護費は、算定していないか。

18 事業所と同一建物内の利用者へのサービス提供(減算)

指定認知症対応型通所介護事業所と同一建物に居住する者または指定認知症対応型通所介護事業所と同一建物から当該指定認知症対応型通所介護事業所に通う者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、1日につき94単位を所定単位数から減算しているか。

※ 傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

告示 別表3注15
留意事項第2の4(15)(準用第2の3の2(19))

告示 別表3注16

告示 別表3注17
留意事項第2の4(16)(準用第2の3の2(20))

C

C

C

19 送迎をしていない場合の減算

利用者に対して、その居宅と指定認知症対応型通所介護事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき 47 単位を所定単位数から減算しているか。

告示 別表 3 注 18
留意事項第 2 の 4 (17) (準用第 2 の 3 の 2 (21))

C

20 サービス提供体制強化加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1 回につきつぎに掲げる所定単位数を加算しているか。

告示 別表 3 ハ注
大臣基準告示 52
留意事項第 2 の 4 (18) (準用第 2 の 2 (16) ④から⑦
および第 2 の 3 の 2 (25)

C

※ つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、つぎに掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 22 単位
- (2) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) 18 単位
- (3) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) 6 単位

②)

21 介護職員処遇改善加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして区長に届け出た指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和 6 年 3 月 31 日までの間、つぎに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。

告示 別表 3 ニ注
大臣基準告示 53 (準用 48)
留意事項第 2 の 4 (20) (準用第 2 の 2 (17))

・介護職員処遇改善計画書
・介護職員等特定処遇改善計画書
・給与明細等

C

※ つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、つぎに掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) イからハマまでにより算定した単位数の 1000 分の 104 に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) イからハマまでにより算定した単位数の 1000 分の 76 に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) イからハマまでにより算定した単位数の 1000 分の 42 に相当する単位数

<p>22 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして区長に届け出た指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、つぎに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>※ つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、つぎに掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） イからハまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） イからハまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数</p>	<p>告示 別表3ホ注 大臣基準告示53の2（準用48の2） 留意事項第2の4(21)（準用第2の2(18)）</p>		C
<p>23 介護職員等ベースアップ等支援加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして区長に届け出た指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、イからハまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>告示 別表3へ注 大臣告示基準58の3（準用48の3） 留意事項第2の4(22)（準用第2の2(19)）</p>		C